

第10回農林水産政策会議の概要

- 日 時：平成21年12月22日（火）17:00～18:00
- 場 所：衆議院別館 講堂
- 出席者：山田副大臣、郡司副大臣、佐々木政務官、舟山政務官ほか
- 議 題・戸別所得補償制度について
 - ・平成22年度農林水産関係税制改正について
 - ・その他

1. 会議冒頭あいさつ

(山田副大臣) 戸別所得補償モデル事業については、赤松大臣のご尽力により満額を確保できた。産地づくり交付金廃止に伴う激変緩和措置も認められた。定額部分は、10アールあたり1万5千円で決着したところ。更に定額を下回った場合の補填措置も認められた。また、税制では、A重油の漁業者向け、農業者向けの延長措置が認められた。これまでの皆様のご支援のおかげだと思っている。感謝申し上げる。

2. 山田副大臣、郡司副大臣及び佐々木政務官が資料に沿って説明

3. 出席議員からの主な発言

(玉木(雄)議員) 2点教示いただきたい。1つめは、米モデル事業に関して、定額の部分を1万5千円として、変動部分については、基金を設けるという形になるのか。もう1点は、自給率向上事業の激変緩和について、説明資料中に総額310億円があって、その下に260億円の調整枠とがあるが、その両方の関係はどうなっているのか。

3作物間の調整と、その他作物の1万円、二毛作助成を柔軟に組み合わせることによって、現行の政策と同じ交付水準になり、別枠で260億円が用意されているということか、それとも調整用に動かせる部分が260億円ということか。外枠で260億円あって、3作物間の調整枠が50億円くらいというイメージか。

もう一つ、論点のポンチ絵について、今までは米の所得補償のことが一番最初に書かれていて、2ポツで自給率向上の議論が書かれていた。それが、今日の資料では、最初に戦略作物の自給率を上げていくという目的が書かれていて、そのための前提として、米の戸別所得補償をやっていくという書き方に修正されて、政策目的が明確になり、非常に良くなったと思っている。

その関係で言うと、余っている米になぜ所得補償をするのかという論点については、「余っているかどうかではなくて、転作をしていくために重要な基盤が水田なので、その担い手の経営安定を図ることが目的であり、定額部分の助成を行うことで、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する」と書いてあるが、将来の構造改革を誘引するというのはいったいどういう意味なのか。これは転作を進めるという意味なのか、それとも、ある程度の大規模化を進め効率的にやればよりメリットがあるとそういう意味か。規模拡大やコスト削減の努力をした農家には構造改革のインセンティブが働くと書いてあるが、これは、結局、将来的には規模拡大を目指すという目的が制度の中に含まれているということなのか。

民主党の政策は、小さな農家を救うんだと、そのための戸別所得補償と言ってきた。私は構造改革を否定しないが、そのことが定額部分を入れることによって、事実上、規模加算になっていることについては、キチンと説明しておいたほうが良いのではないか。

(生産コストの)平均をとるから、平均以上にコストのかかる農家は、構造的な

赤字を埋めることができないから、結果として、構造改革が進んでいくんだと、短期的には高齢の農業従事者がいるところについては支えるけど、将来的には構造改革を見据えているということ、ある程度正面から説明した方が良いのではないか。その方が通常国会などで舌を噛まないと思う。

(大河原議員) この制度の内容について発表されれば、例えば、東京などの一般の消費者などから、自分たちにとってどういうメリットがあるのかと問われることになる。自給率が上がること等が主な理由になるのだろうが、もっと具体的な説明ぶりというか、模範回答的なものがあつたら教示いただきたい。

東京の農業者の方から、民主党の戸別所得補償制度は、東京の生産者には全く役に立たないものであると言われた。民主党の農政の中で、旧自民党政権ではできなかった都市農業の推進を並立してしっかりやると表明していくべき。

ダム事業について、課題のあるものは来年度予算に向けてどのようにしていくのか。また、資料にはダム名は出ているが、コストなどが入っていないがそういうものが分かる資料を示してほしい。

(石津議員) 2点申し上げたいが、先ほどの質問にもあつたとおり、消費者に対する説明の仕方については、先程の答えぶりで良いと思うが、財政負担により交付が行われる制度であり納税者向けにどう説明するのかということ。

もう一つは、これから、地方など、農家に戸別所得補償制度の全体のデザインについて説明にいくときに、今まで米の生産調整をやっていたところをやめて生産量を増やし食料自給率を上げますと、もう一つは、耕作者の平均年齢が65歳から70歳になって、自然に数が減少していき、規模拡大が進んで、結果的に前政権がやってきた担い手育成に繋がっているんだということと併せて説明をすることによって、民主党農政の全体像が分かってもらえるのかなと思う。

(平岡議員) 確かマニフェストの中では、主要作物についての戸別所得補償対策ということが書いてあつたと思うが、米以外の他の作物についての戸別所得補償制度の見通しを教えてください。林業家の速水さんに聞いたところ、林業には戸別所得補償はなじまないと言っていたが、民主党のマニフェストには林業でも戸別所得補償を行うとしている。林業については今後どう取り組んでいくのか。林業の戸別所得補償制度についてはどうなのか教示いただきたい。

4. 副大臣及び政務官からの主な発言

【戸別所得補償制度について】

(山田副大臣) モデル事業について、変動部分については基金ではなく、もし価格が下がらなかつたら、また、来年度も引き続き予算を付けてもらう。

私から補足させていただくと、飼料作物の基本単価は3万5千円としているが、実態を調べてみると、1万5千円とか2万円のところが結構多かつた。そのため、基本単価のままだと飼料作物に非常に多く配分される地域も出てくる。その分を他の作物にまわすという調整をそれぞれの地域でやってもらいたいと考えており、その分が15億円位ある。それと合わせて、西日本でやっている二毛作、例えば、裏作麦の場合1万5千円出ることになるので、これを加えれば、今まで麦、大豆を多くやっているところも、かなり緩和されるのではないかと。それを各地域ごとに計算して出てきた数字が35億円である。更に、260億円を今回の激変緩和措置枠とし、合わせて310億円という形としている。

自給率が上がることは、食料安全保障という意味でプラスであり、また、価格に転嫁されないから、消費者にとってマイナスにはならない。

(郡司副大臣) 平成17年現在の農家の平均年齢は65歳で、今は既に70歳に近

い年齢になっているかもしれない。あと、5年、10年経過して、この傾向が続いた場合、計算上は80歳を超える人たちが田んぼに立っているということになる。その人たちがいつまで頑張れるのかということもあるが、少なくとも、こういう人たちが頑張っている間は、国として、農政としてキチンと面倒を見るべきだということが考え方の一つとしてある。

しかし、その後、農家の構造がどのような形をとるのか、例えば、後継者が確保されているか、あるいは集団化、担い手への集約化等が進んでいるかもしれないということも考えるときに、少なくとも、生産数量目標に従って、生産をすれば、所得補償がなされるという制度が必要であると考えている。

他の作物の関係については、再来年の本格実施の時には、今回の水田利活用自給力向上事業の対象となっている麦、大豆の戸別所得補償という体系を構築していきたい。そういう意味で、これらの作物を対象とする戸別所得補償制度に移行するための激変緩和と受けとめていただければありがたい。畜産と水産の関係については、そのために必要な資料等が不十分なので、そういうものを来年1年間の中で充実できるかどうか、そのための準備をやって行こうということを考えている。それから林業については、今もすでに、この分野では、直接支払いという制度が入っており、私どもの考えも、所得補償というよりも、管理等を目的とした直接支払いという形が望ましいと考えており、その点では速水さんとの考えに相違はないと思う。

(佐々木政務官) 先程の説明で申し上げたとおり、まず、その他作物の1万円枠、それから麦・大豆・飼料作物3万5千円の枠の中、最後に二毛作助成の部分での調整を先にやってもらった上で、それで足りない場合の激変緩和枠として260億円の枠を設けたということ。この①の枠内移動も含めて、310億円ということ。①の中で調整される分、例えば、飼料作物の3万5千円の枠から、麦、大豆に移行といったことは、それぞれの県ごとにやっていく。そういうものを全部含め、②の激変緩和枠の260億円に①の移動分を含めて310億円という意味である。

3万5千円のところが、全部3万5千円のところで完結しろというわけではない。まずは、3万5千円のところで調整して、足りない分は260億円から積んでくださいということ。

構造改革に資するということであり、構造改革を無理矢理進めるという意味ではない。この事業をやることによって、構造改革に繋がっていくと言っているだけ。例えば、規模拡大のようなことをイメージされているのだろうが、規模拡大を無理矢理進めるということは、ムラを崩壊させることと繋がると、以前から言い続けてきた。そういった意味では、努力してきた人が、それなりに評価されるというのがこの制度である。

リタイヤする人もいるので、そういったところが有効に利用されて、自然体で集積していく方向に向かっていくという理屈になる。

もう一つ、今、平均という話があったが、平均よりコストを下げようという、平均より収量を上げよう、平均より良いものを作ろうとする努力をすればその分だけ、上の方へ向かっていくということになる。

生業を通じて受ける対価については、それがこの制度が担う部分であり、もう一つは、そこに住んでいることによって受ける対価、それはムラ対策であり、この2つの要素を、一つの制度で全て完結するわけではない。その両方の要素が合わさって構造改革に資すると表現させていただいている。

今までは、品目ごとに補助金が入ってきて、例えば麦などの価格に上乗せされていた。その上乗せされていた分を誰が支払ってきたのかと言えば、消費者であった。今度は、農家に直接に支払うわけであるから、価格と関係なしに農家に支払われ価格に転嫁されない。今度の戸別所得補償制度は、そういった意味では消費者負担型から、財政負担型に変えていく第一歩だと思っている。

【その他】

(郡司副大臣) 農業用ダムの点検結果については、出来る限り分かっているものはお示しした。課題のあるこれらのダムについては、まず、地元との話し合いを優先して行っていく。そして、現実問題として、予算にどのように反映していくかについては、調整に時間をいただきたい。

(以上)